

理事長奮戦記

—かえるくん、理事長になる—

とある郊外住宅地に建つ築11年のマンション。そこに住む「かえるくん」は、その日の晩ご飯のことだけを考えて、のほほんとして人生を送っていた……はずなのに、気がつけば理事長にまでなっていた。そしてかえるくんは、いつものようにおなかを空かせながら理事会に出席していたのであった……

かえるくん、民泊を禁止する

2月のある日、なぜかは知らないけれど、いつもにこにこしているキツネ似の管理会社の担当者が、次の理事会の議題を持ってきたので、目を通していたら、なにやら「民泊」なる文言が急に出てきた。どうということなのか話を聞いてみると……

「イマ世間デハ民泊ガ流行ッテイルジャナイデスカ」

とか言いだし始めましたよ……民泊でしょ。僕も知っていますよ。Airbnbとかいうのが有名なアレでしょう？

「ソウデスヨ。ソノAirbnbミタイナヤツデスヨ。ナニカ間違イデ登録スル居住者ガ出テキタラ、大変ジャナイデスカ、僕ノ仕事ガ……」

少くくは本音を隠してもバチは当たらないと思うけど、素直な人だなあ……

詳しく話を聞いていると、なにやら3月の中頃までに民泊禁止ということを理事会で決めておかないと、このマンションでは民泊をしても良いことになるらしい。このマンションはオートロックだし、不特定多数の人間が出入りするの、建物の性格上あんまりよくないから、民泊をしないでねって居住者にいうのはかまわないし、反対されることもないと思うけど、なんで3月なんですか？話が急すぎませんか？って尋ねると、「イーデスカ？ソモソモ、イワユル民泊新法トイウ法律ガデキタノガ……」とか、急に語りはじめましたよ……

その長〜い話を大雑把にまとめると、法律を運用するためのガイドラインが発表されたのが、暮れも押し迫った去年の12月26日。そのガイド

ラインによると、民泊をしたい人の登録が3月15日から始まるから、それまでに管理組合で民泊禁止ということを決めておけば、登録そのものを防ぐことができるという仕組みになっているらしい。

それはわかったけど、管理規約を変更するなら総会を開かなければならないでしょう？前の総会は数ヶ月前に開催したところだし、臨時総会を開かなきゃいけないのですか？

「理事会デ「民泊ハ禁止デス」ト 決メテ頂イテ、区分所有者ニ 周知スレバOKデス」

その周知っていうのはチラシの配布とか、そういうことでもいいのかな。

「今回モ議事録ヲ区分所有者ニ配布シマスノデ、ソノ時点デ、ココハ民泊禁止ノ方針デ動イテイル、次ノ総会デ規約改定ヲ決議スル予定デアル、トイウ「事実」ガ残セマス。コウシテオケバ、次ノ総会マデハ乗り切レマス」……ということらしい。

ずいぶん乱暴な話だけれど、時期が迫っているようなので、しょうがない……

そうして向かえた理事会の日、他の理事の中から反対意見が出ることもなく、うちのマンションでは民泊は禁止するということが決まったわけです。何事もなく理事会が終わったことにホッと胸をなで下ろしていたら、管理会社の担当者が笑顔でやってきて、「正直ナトコロ、観光地デモナイ コンナ不便ナ場所デ「民泊」スル人ハ、イナイト思ッテイルノデスケドネェ……デモ、トリアエズ ヨカッタ ヨカッタ」と言って、笑いながら帰っていったのでした。本当に、少くくは本音を隠す努力をしてほしいと思いつつ、夕飯を食べに家に戻るかえるくんであった。

(次回は次々号掲載予定)

